

株式会社ストライクグループ

# 定款

(2025年12月23日及び2026年1月30日改定)

## 第1章 総則

(商号)

### 第1条

当社は、株式会社ストライクグループと称し、英名で Strike Group Company, Limited と表示する。

(目的)

### 第2条

当社は、次の業務（第17号を除く）を営むこと及び次の業務を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. インターネット及びその他の通信を利用した企業情報提供サービス
2. 企業の合併等の組織再編行為、事業譲渡、資本提携、業務提携、事業用資産の売買の仲介及びアドバイザー業務
3. 企業経営、資産運用、事業承継、事業戦略、企業再生に関する企画の立案並びにコンサルティング業務
4. 市場調査、市場分析、マーケティング情報収集及び分析業務
5. 会計、財務に関するコンサルティング業務
6. 企業の財務内容の調査及びビジネスプランの作成業務
7. 経営指導のための企業管理及び経営受託
8. デュー・デリジェンス業務
9. 企業価値の評価
10. 講演会、セミナー等の企画及び開催
11. 書籍、原稿の企画及び執筆
12. 経理事務の代行
13. インターネット等のオンラインを利用した広告
14. 有価証券の投資、売買並びにその他の投資
15. 投資事業組合財産の保有、管理、運用及び取得等の投資事業
16. 投資に関する調査、研究及びコンサルティング並びに企業への投資の斡旋
17. 金融商品取引法に規定する金融商品仲介業
18. 職業紹介事業
19. 前各号に掲げる業務を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務
20. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

### 第3条

当社は本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

### 第4条

当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

### 第5条

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

### 第6条

当社の発行可能株式総数は、210,000,000株とする。

(自己の株式の取得)

### 第7条

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

### 第8条

当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

### 第9条

当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

#### 第 10 条

当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

#### 第 11 条

当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株主総会

(株主総会の招集)

#### 第 12 条

定時株主総会は、毎事業年度終了後より 3 ヶ月以内に開催する。臨時株主総会は、必要の際、随時これを開催する。

(基準日)

#### 第 13 条

当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

(招集権者及び議長)

#### 第 14 条

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

#### 第 15 条

株主総会の決議の方法は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 17 条

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第 18 条

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 8 名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

## 第20条

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

## 第21条

当会社に取締役社長1名を、必要に応じて取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名置き、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定する。

2 取締役社長は当社を代表する。

（取締役会の招集権者及び議長）

## 第22条

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集して、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（取締役会の招集）

## 第23条

取締役会の招集通知は、会日より3日前までに、各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を省略して取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の決定の委任）

## 第24条

当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第 25 条

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役の報酬等)

第 26 条

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によりこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 27 条

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項に定める責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

## 第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第 28 条

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集)

第 29 条

監査等委員会の招集通知は、会日より 3 日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を省略して監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議方法)

#### 第30条

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

#### 第31条

会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

#### 第32条

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の責任免除)

#### 第33条

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、会社法第423条第1項の責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。

## 第7章 計算

(事業年度)

#### 第34条

当社の事業年度は、毎年10月1日より翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

#### 第35条

当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 36 条

当社は、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日を基準日として、会社法第 454 条第 5 項の規定に基づく金銭の分配をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 37 条

当社の株主が、剰余金の配当及び前条の金銭の分配の支払開始の日から満 3 年間それらを受領しないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

## 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条

当社は、第 27 回定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。